

司会(島田主幹)

## &lt; 1 開 会 &gt;

本日は、ご多忙のところお集まりいただきありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の島田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から「第2回福島県復興計画検討委員会第1分科会」を開催いたします。

司 会

## &lt; 2 あいさつ &gt;

はじめに、企画調整部理事(復興担当)兼政策監の八木からごあいさつを申し上げます。

企画調整部政策監

企画調整部理事の八木でございます。本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。開会にあたりましてごあいさつを申し上げます。

前回、皆様方には非常にご熱心なご議論をいただきました。10月2日になりますが、それ以降、私どものほうで、ご指摘いただいたことを、また、その後に各府部で行ってまいりました各首長さん方と知事との意見交換、あるいは地域別の懇談会、それから議会の皆様方のご議論、そういったものを踏まえまして、本日は修正を加えさせていただいております。

本日は、この修正を加えたものにつきまして、さらに深掘りをお願いしたいというふうに考えております。十分調整のつかなかったところもございますのでご不満の点がたくさんあるかと思いますが、今日のところはそういったところでございますので、ご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

この後のことでございますが、第1次の復興計画につきましては12月を目途に作成することにいたしております。そういうことでございますのでなかなか大変でございますが、また忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

司 会

簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

座長(鈴木委員)

続きまして、座長からごあいさつをお願いいたします。

改めまして、皆さん、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

今、ごあいさつがありましたように、第1回の分科会でかなり皆さんからさまざまなご意見を頂戴し、これについて修正を事務局のほうでしたものを、今日は改めて皆さんにお諮りしよう、こういう段階のようであります。これをさらに、先ほどの言葉ですと深掘りをしていただくということですが、今、国のほうでは3次補正予算、それから財源確保のための関連法案、それを今日あたりにも国会に提出しよう、こういう運びになっているようであります。したがって、これが国会を通過しますと、いよいよ凍りついたエンジンがかかっていく、その具体的な手続きだとか段取りがより明確になっていくということだと思います。その

ためにも、私たち、福島県の復興計画がさらに具体的な説得力のあるものになっていかないといけない、こういう段階になっているかと思えます。

私たちの第1分科会は、前回もお話ししましたように、3つの分科会がありまして、私たちは緊急的対応、応急的復旧・生活再建支援、あるいは市町村の復興支援、ここいらを任務にした分科会であります。今日の内容もそこいらを中心にして皆さんにご議論いただくということですが、今申し上げましたように、事態が国会のほう、あるいは政府のほうの動きもこんな格好で動いておりますので、福島県の復興計画もできるだけスピーディにこの復興計画ができるように議論していただければいいかなと思えます。

本日はよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認のほうをさせていただきます。

本日、机の上にご用意させていただきましたものが、まず次第、それから、第2回第1分科会出席者名簿、席次表、これら3枚と、ホチキスで留めてひとつづりになっておりますが、資料1から資料2-3までの復興計画に係る今後の策定の流れ以下の資料、さらに、復興計画検討委員会第1分科会名簿、こちらをお配りしております。また、そのほか、過日開催いたしました第2、第3分科会においてご議論いただきました具体的取組みと主要事業、これに関する資料、これは既にホームページのほうでも公開をしておるものでございますが、ご参考までに添付しております。後ほどご覧いただければというふうに思えます。

では、これ以降は座長に議長をお願いしたいと存じます。鈴木座長、よろしく願いいたします。

### < 3 議 事 >

それでは、ここからは私が議事の進行を務めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、この分科会における議論の取り扱いなどを含めて、これからの進め方について、まず事務局のほうからご説明ください。お願いします。

復興・総合計画課、松崎と申します。資料に基づいて説明をさせていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思えます。1ページになります。「復興計画に係る今後の策定の流れ」というものでございますが、復興計画は、前回の第1分科会でもお話をしましたが、大きくいうと3部構成になっております。具体的取組みと主要事業、それから、2つ目が重点プロジェクト、3つ目が地域別の取組みということになっております。

先日、10月2日の第1回の分科会におきまして、具体的取組みと主要事業についてはたたき台ということでお示しをさせていただいてご意見をいただきました。それから、重点プロジェクトについては、項目数で12ほど、こういう項目で重点プロジェクトをつくっていきたいというものをお示したと。それから、3つ目の地域別の取組みについては、5つの地域に分ける、相馬地方、双葉地方、

司 会

座 長

復興・総合計画課長

いわき地方、中通り、会津という5つに分けるといふところまでお話をしたかというふうに思っております。

それから、今日でありますけれども、第2回分科会では、先ほどから話がありますように、具体的取組みと主要事業について、前回の意見を踏まえて修正したたたき台をお示しいたします。それから、重点プロジェクトについては、まだまとめ切れておりませんが、一応このようなものでやりたいというたたき台をお示ししたい。それから、地域別の取組みについては、5つの地域の現状と課題のところまでまとめて、今後の取組みについてはまだ未策定という状況であります。途中経過を提出しております。

重点プロジェクトと地域別の取組みにつきましては、右側の吹き出しのところにありますように、具体的取組みと主要事業をベースにして作成をしていくということにしております。分科会におきましては、具体的取組みと主要事業を中心に今日ご審議をいただければと思っております。重点プロジェクトと地域別の取組みにつきましては、まだまとまってはいないのですけれども、現段階の中でご意見をいただきたい、そのように考えております。

今後でありますけれども、今日いろいろご意見をいただいて、さらに修正を加えたいというふうに思っておりますが、重点プロジェクト、地域別の取組みというのは、先ほども申し上げましたけれども、iの具体的取組みと主要事業をベースにしてつくるといふこともありますし、それから全体にかかわるといふことでもありますから、第2回の検討委員会、全体会のほうにお示しをしたいということで、次は全体会でご意見をいただきたい、そのように思っております。さらにそこで意見をいただいて、11月下旬に第3回の検討委員会を開催して、そこで素案というものをまとめていただきたいと。その後、パブリックコメントを経て、12月下旬までには復興計画を決定していきたいというふうに思っております。

当初の予定であります。分科会を2回した後、検討委員会を1回ということ想定しておりました。ですけれども、今ほどお話をしましたように、検討委員会をさらに1回追加をして意見をまとめていきたいというふうに思っております。皆様方、大変ご多忙のところだとは思いますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上であります。

ただ今ご説明がありましたように、この分科会では具体的取組みと主要事業を中心に議論する。そして、重点プロジェクトあるいは地域別取組みについては、我々が議論しているこの中身を基礎にして事務局のほうで作成し、親会議である復興計画検討委員会のほうで議論すると、こういう2段階構えになっているということになります。さらに言うと、今のお話では、親会議の回数を1回増やさせていただきたいということですので、これについてもご理解を賜りたいと思っております。

それで、今のお話のように本分科会では、これからご説明がありますが、具体的取組みと主要事業を中心に議論をしていきたい、こんなふうに思っております。その上で、今回の議事、1番目の「復興計画について」であります。これに

座 長

復興・総合計画課長

ついて入ってまいります。10月2日に第1回の分科会を開催いたしました。その際の議論や、その後に多くの委員の方々から寄せられた意見を踏まえて、前回示された計画のたたき台を修正しております。重点プロジェクト、地域別の取り組みについても、前回提示したものから一歩進んだ内容に修正しておりますので、事務局のほうから、まず、これについて説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料3ページになります。第1分科会の資料ということで、この分科会のテーマとしては、応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援を含めて「緊急的対応」と「原子力災害対応」というところであります。実際、文言で修正した部分もあります。現在、各部局において検討中のものもあります。文言上の記載はありませんけれども、今後の事業の展開の中で参考にしたいという意見もございました。それでは説明させていただきますが、変更部分についてはアンダーラインがされておりますので参考にさせていただければと思います。

4ページをお開きいただきたいと思います。「緊急的対応」の応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援ということであります。まず、どういうところをねらっているかというのが最初の囲みに書いてありますので、そこを確認をさせていただきたいと思います。1段落目2行目、インフラ復旧、被災者の住居、雇用、医療・福祉などの応急的復旧・生活再建支援ということをここで盛り込んでいきたい。それから、2つ目の段落の2行目の後ろのほうです。被災市町村が行う復旧・復興に係る取り組みに対する県の支援、それから、受け入れ市町村に対する支援、それから最後の段落のところの一番後ろのほうでありますけれども、原子力電所事故の収束状況を踏まえて、放射性物質に汚染された環境の浄化や廃棄物の処分などに対応していくというところをねらいにしているという分野であります。

その後、項目立てして具体的取組みを記載しているところであります。まず、1番目であります。被災者住居の確保と生活支援・心のケアの部分でありますけれども、ここにつきましては、項目の2つ目、快適な居住環境の整備の一番上、被災者の居住の確保の中の、一番右側にいただいて、主要事業の欄がありますけれども、この一番下、地震により滑動崩落した造成宅地を復旧する事業、これを追加しているということになっております。そのほかは変わってございません。

それから、6ページが生活基盤・産業インフラの復旧という欄でありますけれども、多少アンダーラインを引いてある事業が増えておりますけれども、考え方は基本的にここは変わってございません。

それから、8ページになります。3として、緊急的な雇用の確保と被災事業者の再開支援というところであります。ここも事業がつけ加えてありますけれども、基本的に変わってございません。

それから、11ページです。4として、教育・医療・福祉の維持確保という項目であります。ここも項目は変わっておりません。例えば主要事業でいいますと、

項目の下から3個目、医療提供体制の回復というところで、主要事業のところ、下から2つ目、地域医療再生基金、これらを使って医療従事者の確保を図っていくというものを入れています。それから、下から2つ目の福祉サービス提供体制の復旧の下のほう、被災した障がい者の生活支援の充実・強化と福祉サービス提供体制の整備のところの一番下、福祉を支える人材を育成するための事業、これらを追加しているということでもあります。

それから、14ページが治安体制の強化、ここは変わってございません。

16ページ、6として、広域避難している県民のきずなの維持というところで、一番下のところです。全国の都道府県や市町村への福島県情報窓口の設置というところでは、避難者の多い近隣県を中心に職員を派遣、それで相談や各種説明会を実施していく、それから、全国の都道府県に福島県の情報窓口を設置して情報提供をするというようなことをつけ加えております。

続いて18ページ、市町村の復興支援ということでもあります。項目の一番下、被災市町村の復興計画策定支援・現場の意見聴取というところですが、上から2つ目、津波被害市街地の復興計画の策定支援というものをここで追加をしております。

ここで、その上に市町村の復興計画策定支援というところがありますけれども、現状で、うちのほうで把握している市町村復興計画の策定状況についてご説明をさせていただきます。計画策定済みが1市であります。相馬市さんであります。それから、基本方針、本県でいうと復興ビジョンのような形でありますけれども、目指す方向性のようなものを書いた基本方針を策定済みのところが8市町村ございます。そのほか、現在把握しているだけで18市町村が年度内に復興計画を策定していきたいとっておりまして、把握可能なところでもありますけれども、合計27市町村が今年度中に復興計画を策定したいというように言っているという状況であります。

続いて20ページをご覧くださいと思います。8として原子力災害の緊急的対応というところでもあります。上から2つ目の項目、モニタリング強化及び県土の環境浄化の一番上、モニタリング体制の強化の中で、主要事業、一番右の欄、下から4つ目です。食品中の放射性物質の対策、これらを考えていきたいというところを追加しています。それからその下の欄、生活空間における放射線量低減対策の推進の右側、主要事業の一番下、除染業務講習会というものを追加しているというところでもあります。

その裏の21ページになります。項目で風評被害対策の一番下、観光キャンペーンの強化のところでもありますけれども、主要事業の一番下、海外のマスメディアを活用したイメージアップ事業、こういうものを考えていきたいというものを追加しているというところでもあります。

続いて25ページをお願いいたします。これが本分科会の2つ目のテーマであります「原子力災害の対応」というところでありまして、ここも考え方を確認をさせていただきますと思います。

3段落目の後ろのほうであります。原子力災害の影響についての研究、放射線

に関する情報発信などを行う拠点を整備します。除染などによる環境の回復を進めます。健康長寿県を目指します。その次の段落、原子力に係る国際的機関の誘致を含め、世界最先端の知見・頭脳を招致します。それから、事故後の原子力発電所の安全の確保とその監視をします。それから、原子力災害の賠償・補償について県として支援をする。県や市町村の損害についても国へ要求する。このような考え方があります。

1番として、まずモニタリングであります。ここも上の段の主要事業の欄、下から4つ目、食品中の放射性物質の対策、これは先ほどと同じであります。

続いて27ページ、原子力の2つ目であります。生活空間における除染ということでありまして、これも先ほどと同じであります。上の段の主要事業の一番下、除染業務講習会、これを追加しているということでもあります。

続いて29ページになります。生活空間だけではなくて全県の環境の回復ということでもあります。上のほうの項目の一番上であります。主要事業のところには環境創造戦略拠点の整備を追加しているということでもあります。

それから30ページ、原子力災害からの県民の健康の保持・増進のところでもあります。項目、県民の健康確保の一番上の段の主要事業のところ、下のほうでもあります。放射線の正しい知識を普及する立場にある医療従事者に対する研修会の実施というものを追加しているということでもあります。

続いて32ページになります。5番目の項目として原子力災害を克服する産業づくりということでありまして、項目の欄の一番下、原子力災害対策と関連させた新たな産業の育成のところの下の段、放射線医学推進と関連させた医療機器の開発及び産業化ということでは、医療機器開発・安全評価拠点の整備、それから、ふくしま医療福祉機器産業推進機構、研究開発を支援するこういう組織をつくっていききたい。それから、医療福祉機器のファンド、これらをつくっていききたいというようなことを追加させていただいております。

続いて34ページであります。6番目の項目として原子力に係る機関の誘致・整備、ここは変わっておりませんが、IAEAだとか放射線医学研究所などの誘致活動をしていききたいということでもあります。

続いて35ページ、原子力発電所事故に関連する情報開示、ここは基本的に変わっておりませんが、項目として紹介させていただきます。

続いて36ページ、最後のところになります。8番目の項目として、損害に対する賠償・補償に向けた取組み、ここも基本的に変わってございませんが、こういう項目だということでもあります。

以上が資料2-1の説明であります。

続いて、重点プロジェクトの話であります。37ページを続けてご覧いただければと思います。復興計画における重点プロジェクトの案ということで、1の環境再生戦略プロジェクト、いわゆる除染から、12の項目まで12挙げておりまして、このうち、5の「中小企業復興プロジェクト」、これは前回の分科会の際には入っておらなかったわけなのですけれども、別の分科会のほうから、農林水産があって中小企業も必要ではないかというような意見もございまして、これを

追加をさせていただきました。

この分類分けでありますけれども、まず、1から3ぐらいが、被災者も含めた暮らしを守るという視点で、環境再生、生活再建の支援、それから県民の健康を守る、この3つを暮らしを守るという観点で立てさせていただいております。それから4、5、6、7、これについてはいわゆる産業です。働く場の確保というところで、農林水産業、中小企業、それから再生可能エネルギー関連、医療関連産業という4つを立てさせていただいております。それから、8、9、10、これがいわゆるまちづくりの観点から3つの項目を立てさせていただいております。津波被災地の復興、それから観光・交流の観点、それからきずなづくりというところを考えております。それから、最後に残った11、12が、未来に向けてという観点から、未来を担う子どもの育成と、いわゆるインフラ整備の部分を挙げているということでもあります。内容については38ページ以降、それぞれ書いてあります。参考にしてちょっと読んでいただければと思います。

最後に、地域別の関係であります。41ページ、実際には42ページからになりますけれども、5つに分けて、それぞれ今のところ現状と課題のところまでまとめていますけれども、復興に向けての取組みについては現在調整中であります。

今日は考え方のところを説明させていただきたいと思いますが、まず相双のうち相馬のエリアであります。ここは、地震、津波、原発事故、風評、すべて該当しておりますが、特に津波被害の大きさに特徴があるということで、ここに着目をしてまとめていきたいというふうに考えているところであります。

それから、44ページ、相双のうちの双葉でありますけれども、ここにつきましては、ここも4つすべてであります。ただ、本県で最大の被害を受けた地域だというふうに認識をしております。その中でも特に原発事故の大きさ、役場も含めて町全体が避難をしているというところでもありますので、復興に向けて最大限の配慮が必要な地域であるということを念頭に置いてまとめていきたいというふうに思っておりますけれども、なかなか原子力発電所の事故が収束しないということなので、今の時点で具体的に書ける部分は少ないかというふうに思っておりますけれども、復興計画については、とりあえず年内に第1次ということでまとめますけれども、その後、原発事故の収束状況を踏まえながら適宜追加をしていくということでもありますので、その辺で第2次ということになるかもしれません。

それから、46ページ、いわき地方でありますけれども、ここについても4つすべてに該当はしているのですけれども、ここは特に3月11日から1カ月たった4月11日の地震の被害の大きさに特徴があるところであります。その観点と、それから、2つ目の段落にありますけれども、双葉地方などから住民の方がいわき市に多く避難生活をしているということで、現在、約2万人の方を受け入れているということですので、その辺の対策が何か講じられないかという観点、それから、一番下でありますけれども、国のほうで櫛葉沖、広野沖、いわき沖で洋上風力発電の研究を行うということでもありますので、この辺についても触れていきたいというふうに思っております。

それから、48ページになります。県北・県中・県南、いわゆる中通りの区域で

ありますけれども、ここも現状と課題の被害状況の中に土砂崩れだとか農業用ダムが決壊によって死者が出ているというところで、そのほか役場庁舎の損壊で役場に入れないというようなところもあって、地震の被害に特徴があるところでもあります。それに加えて、今までのことでもありますけれども、この枠の中にあるように、高い産業集積や高次都市機能の集積、それらを生かして本県全体の復興を牽引する、そういう役割でこの辺はまとめていきたいというふうに考えております。

最後になります。50ページになります。会津地方でありますけれども、ここについては、地震の被害に比べて、津波は当然ないのですけれども、地震の被害に比べて風評被害の大きさに最大の特徴があるということでもありますので、この風評被害に対応するところに目を向けていきたい。農業と観光面を中心にその辺をまとめていくと。併せて、7月末に新潟福島豪雨がありまして、これの復旧の観点もつけ加えていきたいと、そのように思っております。

地域別は以上であります。この復興の取組みについて全部調整中になっておりますけれども、これについては、先ほども説明しましたが、iの具体的取組みと主要事業、それからiiの重点プロジェクト、これらを基礎にしてつくっていきます。ただ、市町村の計画と整合性を図ることにしておりますので、その辺も加味しながらこれからつくっていくということでもあります。

以上であります。

ありがとうございました。

資料2-1を中心にご説明をいただきました。本日の進め方ですけれども、前回も同じようなやり方をしました。この分科会では、「緊急的対応：応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援」と、もう1つ大きな柱であります「原子力災害対応：原子力災害の克服」、この2つを主要な議論をする対象としております。それぞれの主要施策ごと議論を進めたいと思っておりますけれども、前回と同様に、まず、応急的対応については被災者の支援やインフラの復旧などの項目に加えて「原子力災害への緊急的対応」という項目が含まれております。それで、この後半の「原子力災害への緊急的対応」につきましては、2つ目の主要施策、これが「原子力災害の克服」の部分とかなり重なっておりますので、原子力災害への緊急的対応については後半の原子力災害対応で議論をしたいと思っております。大きくいうと2つに分けて議論を進めていきたいということによろしいでしょうか。本日はそのように進めさせていただきたいと思っております。

なお、この分科会は、今回で一通り議論は収束して、あとは本委員会のほうに回していきますので、それぞれ内容を吟味してご発言をいただければありがたい、こんなふうに思っております。

早速ですが、それでは、まず最初の議題、原子力災害対応を除く応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援について、県で修正を加えた具体的な取組みなどについて皆さんからご意見をお伺いしたい、こんなふうに思います。該当しているページの部分は4ページから19ページかと思っております。20ページ以降の部分は原子力にかかわる部分ですので、後ほどまた区切って議論をいただきますの

座 長



で、まず、4ページから19ページまでの部分でお気づきの点等があればお願いしたいと思います。どこからでも結構ですのでお願いいたします。前回の会議以降に皆さんのほうからいろいろご指摘、ご要望が出されました。それについてここでつけ加えたりしておりますので、ご確認の上、また追加する意見等がありましたらお願いいたします。

渡辺委員（前田様）

いわき市長の代理で出席しております前田です。

5ページに関してなのですが、被災者の生活再建支援の観点で、一番上に資金貸付関係経費というものが主要事業の中にあります。今回の震災で家をなくされたような方の中に、やはりいわき市もそうなのですが、二重ローン問題が結構ありまして、今後、住宅再建する際にも、その問題は大きな問題になるということで、確か国のほうで中小事業者に対しての二重ローンに対しては何らかの施策を講じるような報道を聞いておりますが、個人の部分に関してはあまり触れられていないということで、確か新潟の中越沖地震が起きたときに、新潟県で復興期金を造成して、その基金の運用収益で被災者の支援メニューというものをいくつか実施しているのですが、その中でも二重ローンの問題が取り上げられていたと記憶しています。

この資金貸付というところがどれくらいこれから広がりを持つのかちょっとわかりませんが、二重ローンの問題は非常に大きな問題であると同時に、個人資産形成にかかわる問題ということで行政としてのかかわりは難しい面もあるのですが、しかし、そこは避けては通れないというふうに考えておりますので、そういう部分についても計画の中で検討していただければというふうに思います。

座長

ありがとうございました。

ここに項目がたくさん並んでおりまして、多分、今の前田さんのご指摘は、そのうちの最初の資金貸付関係経費のところでご指摘になっていますが、事務局のほうでは、今のような中身は含まれていると考えていいのでしょうか。それはこれから検討するということになるのでしょうか。この事業について具体的に担当部署の方はおられますでしょうか。もし、ご説明ができるのであればお願いします。

土木企画課主幹

土木部でございます。

土木部は一般建築等も取り扱っているということで、この二重ローンにつきましては、現在、宮城・岩手の状況なども踏まえながら検討を進めているところでございます。今後、例えば利子の補給とか、そういうものについていろいろと検討を進めていきたい、それを今、考えております。

座長

今の二重ローンも当然何か議論の対象となっていると考えてよろしいですか。

土木企画課主幹

二重ローンというのは、現在、被災前に住宅ローンを抱えていて、例えば津波で流された、壊れたという方に対する利子とかの補給、あるいは、併せて今度はそういう方が新築されるという場合の、その辺の利子、そういうものに対する手当、そのようなことを念頭に、今いろいろと検討を進めているところでございます。

座長

先ほど前田さんが言われた中小企業等に対する二重ローン解消は、利子補給の部分ではなく、もうちょっと突っ込んでいたような気がするのですが、そうでし

太田委員	<p>たか。 まだ確定はしていない。今後、まだ議論をしないといけないということのようですので、ご意見を承る段階でよろしいでしょうか。ありがとうございました。</p>
座 長	<p>ほかにどうでしょう。</p> <p>今のは、民間の金融機関でそういう機構を立ち上げて、旧債権の買い取りするという話が今進んでいるのではないですか。個人の住宅も含めて。</p> <p>含まれていないと思いましたが、その点、確認できますか。今の話は、機構がつくられて、僕も新聞等で入っていなかったと確認していたものだから、それは太田さんのほうで確認できますか。お願いします、すみません。</p>
商工労働部参事兼商工 総務課長	<p>商工労働部でございます。</p> <p>太田委員がおっしゃるように、まさに今、二重ローンのための機構を検討中でございますが、今のところ個人の対応までは含まれていないというふうに承知はいたしております。再度確認してみる必要があると思っております。</p>
座 長	<p>わかりました。</p> <p>では、ほかの点に移りましょう。何かございますか。野崎さん、どうぞ。</p>
野崎委員	<p>矢吹町の野崎でございます。</p> <p>第1回目の分科会には出席できずに申しわけございません。議事録のほうを見せていただいておりますが、大変活発な議論、特に遠藤町長さん、菅野村長さんには、切実な思いが伝わってきて、大変ご苦労さまでございます。</p> <p>口幅ったい言い方というか、大変な思いをしている市町村があって、地震の被害は大きくても避難とか津波の被害がないということで、私ども、じかに県の復興ビジョンを見せていただきながら、町の復興ビジョンの策定なども進めている最中でございます。今回は地震の直接の被害が大きいということで、県南地区、特に須賀川、鏡石というところも含めて、代表という形で、私もこの場にいるという認識のもとに話をさせていただきたいなというふうに思います。</p> <p>1点目は、市町村の復興支援ということで、「役場機能が移転した町村に対する行政機能の回復支援」と書いてありますけれども、これらについて、例えば直接役場のほうに行ったりしなくても、役場の機能というのは非常に大切なことが今回の地震でわかったと思うのです。庁舎がなくて災害本部の機能を果たせないということ考えた場合にぞっとするわけでございまして、そうした意味においては、本庁の役場についても大きな被害を受けている部分もありますので、移転しなくても、この後、改修等をしたものについての視点というのは、特に、「緊急災害時において行政機能を低下しないような仕組みづくりの支援」というだけで、県職員の人的支援だけに主要事業になっているのですけれども、これについてはそういった改修とか補強とか、そういったものについても、この中に入っているというふうに理解してよろしいのか、まず1点、お聞きしたいと思います。</p> <p>矢吹町の中心市街地、非常に大きな被害を受けております。ランドマーク的なホテルも、応急復旧までに半年以上かかった。また、改修を余儀なくされたり、一部再開していますけれども、完全復旧までに相当の時間がかかるだろうと。中には名店といわれるお店、そういったものもどんどん取り壊しをしているという</p>

座 長	<p>ようなことで、これらについても、中心市街地に対するそういう復興・復旧というものがどこにも載っていないのですけれども、そういうものについてどこを見れば、その内容がどういうふうに網羅されているのかという、その2点をお聞かせいただければというふうに思っております。</p> <p>また、これはこの後の具体的な復興計画の中に盛り込まれているのでしょうかけれども、そうした予算的な措置というものは、県のほうでも国のほうでも考えているのかということについてもお聞かせいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
市町村行政課総括主幹 兼副課長	<p>野崎さんのほうから2点のご質問がありました。1つは、中通りは津波の被害はないものの、地震の被害が結構深刻な被害に至っている。これについて、庁舎の建て替え等を含めて、何か対策を全体として講じようとしているのかどうかということと、中心市街地でそういう被害を受けているところについて、特別の何かメニューがあるかどうか、これもご関係の部局の方にお答えいただいてよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。</p> <p>総務部でございます。</p> <p>今ほどご質問があった役場機能の維持に向けての財政的な支援ということにつきましては、ご存じだと思うのですが、総務省のほうで市町村の行政機能応急復旧補助金というものが今回創設されてございまして、庁舎機能を応急的に復旧するための経費ということでは補助金制度がつけられております。県内の団体さん、18団体さんくらいは既に要望されているところではございまして、先ほど委員のおっしゃった部分での今後の状況につきましては、実際、9月22日に川端総務大臣がいらっしゃった際に、来年度を含めてのそういったところの国庫補助制度の創設であるとか地方債の拡充についての要望書を提出しているところでございます。</p>
座 長	<p>では、もう1点、それぞれの町の中心市街地における、あるいは中心市街地を構成する個店等の被害を含めて、これに対する特別事業みたいなものが何かあるのでしょうかというお話ですが。これは商工労働部になるのでしょうか。</p>
商工労働部参事兼商工 総務課長	<p>商工労働部の中心市街地の施策をしておりますが、どちらかといいますとハードの復旧というよりはソフト、にぎわい創出というような関係からの事業でございます。</p> <p>ただ、商店街の復旧ということになりますと、今回、中小企業復旧・復興の県単の補助制度がございます。その被害の程度によってかなりの部分を補助できるような制度でございますので、まず、商工労働部関係ではハードの復旧にこの補助金を活用いただきたいと考えております。</p>
座 長	<p>よろしいでしょうか。 ありがとうございます。</p> <p>それではほかの点に移りましょう。</p>
渡辺委員（前田様）	<p>前の全体の資料で、4ページ、最初のスタートの部分にあって、今回なくなっているものがあります。私の勘違いでなければそうなのですが、前に4ページのところに応急復旧で、県営住宅だと思うのですが、「災害公営住宅の復旧」というものがあつたのですが、今回、資料を見せていただいたら、第2分科会のほう</p>

の資料の 13 ページに「県営住宅の改善」という形で、意味は多少違うのかもしれませんが、それはちょっと話と直接関係ないのかもしれないのですが、若干、第 2 分科会に組み込んだ詰めになることはお許しいただきたいのですが、今回、県のほうでつくった復興計画の中で、災害復興住宅、災害公営住宅については市町村の役割ということで、県はそれを支援するという位置づけ、第 2 分科会の資料の 13 ページにはそう書いてあります。当然、復興住宅、今は仮設住宅に入られている方も、期限がありますので、2 年後には復興住宅が必要になる。それを市町村で整備することに私のほうでは特に異議はないのですが、いわき市を考えると、いわき市民の方で仮設住宅、借上住宅に入られている方のほかに、大体 2 万人ぐらいの双葉郡の方が避難されていて仮設・借上住宅に入っている。今後、県として復興住宅というものを、例えば双葉郡から避難されている方で、その 2 年の間に戻れるようになるのであれば問題はないと思うのですが、もし、まだその段階でもそういう状況にならない場合に、それを市町村を復興住宅を整備するというのは、県のほうで調整するというふうには書いてあるのですが、なかなかいわきにとっては厳しい形かなと考えております。被災 3 県の中でも、岩手県は岩手県自身が復興住宅の建設に取り組む方針を明らかにしておりますので、まして、原発の災害を受けた福島県が復興住宅をすべて市町村の事業というふうにするのはいかがかなというふうに考えていますので、県としても事業主体になるような形での計画策定をお願いできればというふうに思っています。

座 長

ありがとうございました。

土木企画課主幹

それでは土木部さん。

土木部でございます。

委員がおっしゃいますとおり、災害公営住宅については基本的には市町村事業ということになっておりまして、現在のところで県が災害公営住宅の整備を受託するという計画は今のところ持っておりません。原発関係の事故で避難されている方々も災害公営住宅に入れるように、今いろいろと国に要望をしているところでございます。

今後、恒久的な住宅整備につきましては、今、委員のご指摘にあったようなことも踏まえまして、関係市町村といろいろと連携しながら、協議しながら、進めてまいりたいと思います。この件は承りまして、部内のほうに話をいたしまして、検討を進められるようにしたいと思います。

復興・総合計画課長

1 点目の質問のほうであります。県営住宅のところは抜けているという話ですけども、4 ページから 6 ページの上から 3 つ目のところに、「道路、河川、橋りょう、下水道」と、ここに復旧ということで、「公営住宅」もここに入れたということで、場所を移動しているとご理解いただければと思います。

座 長

復興公営住宅についてなのですが、私もたまたまというか、福島県の災害応急仮設住宅についてかかわっておりましたので、今、県と研究者の間で応急仮設住宅についての研究会が先日始まったばかりであります。それで、福島県の応急仮設住宅は、2 年で終わってしまうというようなものではまずいので、一部分はリースではなく買い取りにしているのです。それは、長引くことが想像され

土木企画課主幹	<p>たり予想されたりすることの中で、買い取りで対応しようではないかという対応を福島県の場合は考えています。そうすると、今、前田さんのご指摘で確認をしないといけないと思いますのは、例えば、いわき市が復興公営住宅をこれから整備していく、いわき市としての立場でつくっていくときに、いわき市内にある仮設住宅がそのまま、例えば2年を超えて存続し続けると、いわき市の公営住宅建設とお互いに支障を来すことがあり得ると、それは大変な問題になるなと思うのですけれども、そのようなことも問題として想定されておられますか。</p>
座 長	<p>いわきの場合は、避難された方の仮設住宅の、確か8割、9割はいきませんが、八十数パーセントは借上アパートで、仮設住宅はごく一部という形をとっているのですが、今後、災害公営住宅をつくる場合には、どうしても津波被災地、沿岸部が中心になるということで、現在、そのエリアの区画整理あるいは集団移転促進事業の一環としての災害復興住宅というパターンが、当然、コミュニティの維持とかもといた場所からなるべく近いところという希望が多いので、そういう方向で考えると、結局仮設住宅にそのままというパターン、少なくともその建設が終われば特に必要ではなくなると考えています。</p> <p>今回、福島県の復興過程の中で、ほかの県では見られないような原発事故がありましたので、この仮設住宅をお引き受けいただいている市町村がまた大変広範にわたっている。その受け入れている自治体の問題として今のような課題が一方ではありそうですので、これも土木部のほうでご検討いただければありがたいと思います。よろしく願います。そのようなところで、前田さん、よろしいでしょうか。</p>
島田委員	<p>ほかの点、いかがでしょうか。</p> <p>仮設住宅のことでもう少しよろしいですか。</p> <p>2年ぐらいでという条件のために、基礎のつくり方が恒久的なものでないために、そのまま使い続けるのが難しいという実態があったり、また、これから断熱材を入れるとか、この様な内容は今さらなのです。それと、前回は確か言ったのですが、バリアフリーについていろいろ問題がある。</p> <p>もう1つは、仕事が伴わない場所に長く住むことが可能かどうかということがある。実は、新たな土地で新たな仮設住宅、恒久的に住むことが可能な仮設住宅がつくられる計画が、今、徐々にあるのです。それもかなり急いでいるようなのですが、同じような問題がまた起きないかなど。どのような検討会がなされているのか、現状を知りたいのですけれども。</p>
座 長 土木企画課主幹	<p>今のお話だと土木部の関係なのですが、いかがですか。</p> <p>土木部です。</p> <p>仮設住宅の恒久化に対する検討は今後進めるといふように、今、私も聞いてはおるのですけれども、申しわけないのでけれども、私のところには具体的にどんな検討が現時点でなされているか、その辺の情報は持ち合わせていないところです。ただ、確かに今、仮設住宅の使用は丸太杭基礎の上に建てているという状況で、特にプレハブの仮設住宅は断熱等の問題もございまして、今、後追いですけれども、断熱材を入れたりという寒さ対策をしているところでございます。</p>

また、ちょっと話は変わりますけれども、今回、新潟福島豪雨でも、やはり只見のほうで仮設住宅が建っています。それにつきましては、確かに雪国なものですからコンクリート基礎というようになっております。そういう意味では、今後いろいろな展開、今回のいろいろな住宅を踏まえて、仮設住宅のあり方についても、国のほうにもそういう情報を提供して制度なりの改定をしていく必要があるのかなと思います。

恒久化については、申しわけないですけれども、私のほうでは情報を持っていません。

座 長

島田さんご指摘のとおり、ちゃんと腐るようにできているというほうが正直かもしれませんけれども、買い取りという方針を決めてから、その基礎をどうもたせるか、あるいはそれをつくりかえるのかということも含めて検討していかないと、5年、10年、もちませんので、その検討は一方で行います。研究会でも課題としています。

もう1つは、おっしゃるように、仮設住宅に長年住むということは、その人たちの生活を展開していく上で不都合がないかどうかということが、もちろんこれは仮設住宅自身の問題ではないのですけれども、受け入れている自治体、あるいは避難している地域、そういうところでの雇用の関係だとかそういうものを一方で考えるという課題は当然あると思いますので、そこに住み続けていることができるかどうかの入居者の要望を聞きながらでないと、そのまま同じ戸数で確保するというのは難しくなるかもしれないし、場合によっては増えるかもしれないという、ある種、社会的な条件、経済的な条件、それを加味しながらできないだろうと思いますので、それは住宅政策というか仮設住宅政策だけでは対応しきれないところがあります。そのことは、市町村の復興計画の中で検討していただくことになるかもしれません。

菅野さん、何かございましたか。

菅野委員

菅野です。

住宅が出てきましたので、いわゆる仮設なり借上住宅にかなりの人が入っているわけです。それで、仮設は2年という話をしている。そうすると、2年で帰れなかった場合にはどうするかということが皆さん心配をしているわけです。例えば国なり市町村がどこかで判断をして、「戻りましょう」という話をして、相手が放射能ですから、ほかの県とは全く違って、いわゆる帰りたくない、帰りたけれども帰れないということが、特に若い人たちを中心に出てくるのが考えられます。そこをどういうふうにソフトランディングするかという考え方を、ほとんど私は県も国も持っていないのではないかと考えています。

どういうふうな形にするか。例えば私たちはこれから国に提案していくつもりですけれども、あるところで「これで終わり」といっても、帰れない方々をどういうふうに対応していくのか。何年かをフォローするとか、住宅にしる何にしる、いろいろな方法があるはずですが、どうも私が見ている限り我々のつらい思いをしているところをくみ取っていないのではないかとということではというふうに思えてならないのです。一生懸命やっていたいただいているのはわかっているのです

が。

それから、私は途中で中座させていただきますので、3つの分科会で進めているということですから、我々の分科会でもこの量です。ですから、最後になったらどんな計画になるのかなという気がしています。ほとんど総花という話ではいけないのではないかと。今、何が必要なかというところ、あるいは、全て必要だけれども、これとこれだけはどういうように、メリハリをつけることが必要では、多分最後の調整のところに行くのだらうとは思いますが、少なくとも除染が大切だと、首長は言っていますけれども、残念ながらほとんどそれに国も県も応えていません。予算的にもです。

だから、どうも我々もこういう計画に携わっているが、出てきたときに、それが県民にわかるような形になるのだらうか、響くようになるのだらうか、期待していいという話になるのだらうか。そこをどういうふう最終的に色をつけてポイント、ポイントをするかというところを、ぜひこれから考えていただきたい。大変これも失礼ですが、私も今そこで悩んでいるのですけれども、やっぱり今までの一般的な、例えば10年計画とかの発想でやっていたのではだめなのだらうという気がします。有事には有事の計画をつくっていくということが大切であって、私はこれを見ている限りは、もちろん有事に対しての内容にはなっていますけれども、やはり、最後にでき上がったときに有事の計画書になるように努力をしていただければありがたいと思います。

座長

メリハリをつけるというつもりで重点プロジェクトをご説明したのだけれども、まだ足りないのではないかとのご意見として受けとめていただければいいのかなと思います。

菅野委員

文字がすべてというのは、誰がこれを読んでも、福島県の復興プランは素晴らしいというふうに思うのだらうかという気がするのです。もっともっと別なやり方だっていくらでもあるのではないかと気がします。

今、私の村でつくっているのは、そのところを工夫しています。結局「村の復興」という話があります。問題は一人一人の住民の復興を考えなければならないのに、ただ村に戻るだけがすべてか。ところが、何度も言いますように、相手が放射能なのです。地震とか津波とは違って、放射能ですから特殊な事情なのです。そうすると、帰れる人、帰れない人、いろいろいますから、そこをどういうふうに組み立てていくかということ、ものすごく私は真剣に考えなければならないというふうに思っています。

ですから、そういう意味でもわかりやすくつくっていかないと、文字を並べるのは大切です。要点はきちんとしなければなりませんけれども、そこをどういうふう最後に県民に理解していくかというところは、大変ですが、我々公務員、役所の発想は取り除かないと、この有事には私はできないのではないかとというふうに思っているのです。ちょっと口幅ったい言い方ですが。

座長

ちょっと一言、応急仮設住宅については、どうやって弾力的に展開できるかも含めて研究会で対応していこうとしています。できるだけ早くやろうと思います。私たちが今提案しているのは、応急仮設住宅も、今までのように1カ所につ

遠藤委員

くったらそれで終わりではなくて、川内村さんのように2年後には例えば戻りたいということを決めたときに、もうちょっと近くのところに1段階、必要な応急仮設戸数が確保される必要が出てくるかもしれない。このことを含めて、私たちは2段階方式みたいなものがあり得ないかどうかということも検討しないといけない。もちろん、そこには復興公営住宅、自力建設がある。いろいろなメニューを用意しながら応急仮設住宅も2段階、3段階を用意しないと、今回の災害に対応できないかもしれないということを含めて、これからしっかり検討してまいりますので、その点、ご了解いただければと思います。

遠藤さん、どうぞ。

今、菅野村長さんのほうからお話がありました。私もそういう感じをしております。非常に各論的にいっぱい書きながらというけれども、どこに絞り上げて重点的に今後の復興につなげていくのか非常にわかりにくい。私は、今まで町民とさまざまな集会とか意見交換等々で、自分なりにまとめて、これは今後どういう要点を絞って国等々に要望すればいいのかなということ、先週も各省庁、大臣にも言ってまいりました。

私は4つなのかなと思います。当然、我々の場合は警戒区域の中にありまして、皆さんと共通するところはないかもわかりませんが、まず町民は、いつ帰れるのだろうと、帰れる期間のめどを知りたい。これは素朴な皆さんの質問です。これが1つ。それから、除染、除染といっても、しからば除染はどのようなロードマップでいつごろ除染は完了するのか、どこまで線量は改善されるのか、全く見えないわけでしょう。これが2つ目です。それから、あとは仕事です。帰っても、本当に雇用があるの。これが皆さんの率直な質問です。4つ目は、この長期的な、中期的な、避難生活が続くわけです。特に警戒区域は。そういう中で、今現在、精神的な損害額ということで8月いっぱいまでは10万とか、あるいは12万とか。9月以降、2月までは5万に引き下げられた。これはイコール生活資金という理解にしても等しいと思うのですが、5万円で生活できるのか。その辺のいわゆる憤り、不満、それ以降、2月、3月以降はしからばどうなのですかと、そういう不透明もあります。

そのような問題を4つに絞られているのです。それに加えて、強いて挙げれば今後どういう復興をするのだということも含めて、これは当然、私は各大臣に申し上げてきたのは、ひもといて私たちに教えてください、教えてください、これを住民にお伝えしたいということです。すると、非常に住民はわかりやすくこれに対して理解をするようになるのだらうと思います。こういうことを、今は菅野村長がおっしゃるとおり、私は私なりに4つに絞って、皆さんに、あるいは国のほうにお願いしています。

そこで、ここの5ページですか、予算確定または計上している事業、私は今まで片山総務大臣等々に、復興基金の創設を訴えてまいりました。復興基金については、今、大臣はじめ、今まさに低金利時代だから考えていないということではねられてきました。ところが今回、3,500億円の基金創設ができて、私なりに評価しております。しかし、過去の三宅島、あるいは雲仙普賢岳、阪神淡路震



災、それから中越沖地震等々においては、国の責任で基金創設をしました。1人あたり最大10万円の毎月の生活資金を充てたのです。そういう実績があります。ですから、私は今までずっと復興基金創設を訴えてきまして、今回の3,500億の中には残念ながら生活資金が入っていないのです。ただ、先週の金曜日、私は大臣のほうに言ったら、今日の閣議で生活資金にも充てられるようになりましたというのですが、その辺について担当部のほうからひとつお答えをお願いしたいと思います。

それから、もう1つ、これは7ページに今後検討する事業例ということで、「農地災害区画整理事業」という名がございます。これは津波の被災農地についての対象の事業ということだと私は受け取っておりますが、これは原発の地域、計画的とか緊急時避難準備区域も含めて、農地の除染を行うのには誰もこういう手法、大区画のほ場整備事業をやっぴり想定してやっていかないとスピード感が出ないのです。これはぜひ、この欄にも、原発の被災農地についても大区画のほ場整備というものを、今からでもそういうシステムをつくって除染をスピーディにやるということがいいのかなということで、これについてもお考えをお伺いしたいと思います。

座長

以上でよろしいでしょうか。かなり緊迫した、やはり具体的に地域の住民と直接かかわっていると今のような課題をどうしても突きつけられるのでというようなご意見かと思いますが、今の点について県の該当部局にお答えいただいてもいいですし、企画調整部のほうで何かコメントはございましょうか。

復興・総合計画課長

それでは、最初の総花的ではないかというご指摘に関して、お答えというか、今の考えを申し上げたいと思います。

いろいろなところから意見をいただくと、どうしてもこういうふうにならざるを得ないというふうなことになるというのは我々も認識していて、先ほど座長からもありましたように、そのために重点プロジェクトということで項目出し、今、多いのかもしれないのですけれども12項目つくってみました。これについては、まだ今のところ字面しか並べていないのですけれども、もう少し見やすく、分かりやすくしたいなと思っております。14日の全体会のときにはお示ししたいなと思っておりますので、また、そのときにご意見をいただければと思います。全く我々も総花的だなというふうに思っていて、そこを解消するために重点プロジェクトというものをつくったというふうにご認識いただければと思います。

それから、復興基金の話がございました。先ほど生活資金を配るといようなお話も閣議で決定したというふうなお話をお伺いしましたけれども、我々のところにはまだその情報が入っていないので何ともお答えはできないのですけれども、そういうことであれば、そういう指示がいずれ来ると思っておりますので、市町村のほうにも配分されるのかなと思っております。今のところ情報がないので正確にはお答えできません。

私から答えられるのはそのくらいなので、大区画ほ場については農林のほうからお答えいただければと思います。

座 長	<p>一般的な復興対策として、こういう大区画整理などがあるけれども、これに原子力対応を加えるとどうということになるのかという、こういうご質問とと思われますけれども。</p>
農林企画課主任主査	<p>農林水産部でございます。</p> <p>7ページに書いてあります「農地災害区画整理事業」、これにつきましては、遠藤委員のほうからお話がありましたように、基本的には津波被害地域の大区画化、新しい営農体系を構築するという視点で盛り込んでございます。</p> <p>農地の除染につきましては、ただ今、部として、7月中旬をめどに農地及び森林の除染方針を策定中でございますので、詳しくはそれを少しお待ちいただきたいというふうなことで、あと、この事業を除染に活用できないかというふうなことにつきましては、部のほうに持ち帰りまして少し内部で検討させていただきたいと思っております。</p>
座 長	<p>今おっしゃったのは、来年の7月をめどにとおっしゃいましたか。</p>
農林企画課主任主査	<p>大変失礼いたしました。来月中旬ということです。</p>
座 長	<p>ということで、よろしくお願いします。</p> <p>さて、この最初の部分、前半の部分で、もう何人かからご意見をお伺いしたいのですが。</p>
横山委員（藤島様）	<p>医大の藤島と申します。</p> <p>11ページ、以前から書き込みがあると思うのですが、浜通り地方の医療体制をどうやって再構築していくかというのは本当に緊急の課題になっております。私ども医大のほうには南相馬市を中心とする各病院から悲鳴が聞こえてきていまして、もちろん、医大としても医師の派遣について強力的に支援していきたいと考えております。</p> <p>そのための枠組みづくりを早く進めていただかないと、そして、スピード感を持ってやっていかないと、恐らくこれから皆様お戻りになっても医療が提供できないという現象がもう既にありますので、そこら辺の検討を県のほうとしてはぜひ早めていただきたいと思います。そういう観点から、今、どのような検討をされているのか、ぜひお聞きしたいと考えております。</p>
座 長	<p>今の藤島さんのご質問は、こういう緊急時での医療不足というか、そういう状況になっていることについてという限定的でよろしいでしょうか。</p>
横山委員（藤島様）	<p>緊急時医療不足というのは、今既に起こっていますので、今後の再構築、いわゆる浜通りの医療体制をどうしていくのかという、その中長期的な部分で検討していくべきではないかと思ったので。</p>
座 長	<p>2段階になっているような気がするのですが、中長期のところはほかの分科会のほうで検討されているのでしょうか。その点を1つ教えてください。それから、今の状態で悲鳴が来ているときに、緊急時の対応としてどんなことが今展開されているのかというご質問でした。2つの内容が含まれていますが、この中長期の見通しについてはほかの分科会で検討をしているのでしょうか。</p>
復興・総合計画課長	<p>安全のところ、第2分科会ですが、今の現状についてはお答えできるかと思っております。</p>

座 長  
保健福祉部企画主幹

では、その点をお願いいたします。  
保健福祉部でございます。

今ほど藤島委員のほうから確認がありました浜通り地方の医療のあり方につきましては、現在、検討会のワーキンググループを設けておりまして、庁内なのですけれども、そちらのほうで検討を進めてございます。浜通りにつきましては、また、地域医療再生計画ということで、相双の地域医療再生計画を策定していたわけなのですけれども、当然、見直しをしてございまして、その辺の見直しにつきましては、今、早急に進めているところでございます。それにつきましては、年内くらいを目途に見直しのほうを進めていきたいというふうな状況でございます。

それから、相双のほうの医療機関につきましては、確かに患者さんが少なくなったり、医療スタッフが減っているということで、かなり経営的に厳しい医療機関もございまして。そういったことがございますので、地域医療再生基金の中でそういった経営の苦しい医療機関に対する融資等も含めてどうするかということは今検討を進めているところでございます。

現状につきましては以上でございます。

座 長

ありがとうございました。

また、ここの最初の前半の部分のご質問、ご意見があろうかと思っておりますけれども、バランスをとるために、後半の原発の災害対応の部分についていったん振って時間を確保した上で、また必要があれば前半に戻るといような進め方をさせていただきます。押して押して、こちらのほうが全く議論できないと困るので、いったん区切らせていただいて、20ページ以降が緊急的対応の中での「原子力災害への緊急的対応」、それから「原子力災害の克服」という部分になっています。ここいらで、また皆さんのご意見をお聞きしたいと思っております。いったん区切らせていただきますがよろしくお願ひします。20ページ以降であります。

島田委員

先ほど菅野委員さんから、もっと的を絞ってということ、私もとても同感で、前半で意見を言いたかったのですが、実は、県のほうにもそれについては以前に文書で出させていただいていたのですが、どういことかといひますと、今回、菅野委員さんがおっしゃったのは、復興において一番大切なことについての的を絞るといひ、その的の対象が地域であるのに対して、私は子どもであると、あるいは若い女性、これから次代を担う世代に対しての緊急的な復興をまずやらなければ、意識を持たなければ、決して結果が何十年後かに必ず問題が起きてくることなので、これについては今やるのが果たして効果があるのかわからないことでもありますけれども、守るべき対象をもっとしっかりしたほうがいいのかなと思ひました。

20ページ以降の内容で、どうしても放射能にかかわることになってしまうために、前半まごまごしていたのですが、子どもということを対象にした場合、モニタリングの強化、あるいは食の安全ということなのですが、私は予算の配分にしても、できること、できないことがあると思ひます。ですから、的を絞らなければいけなと思ひますが、私は食の安全も、この放射線の地域の除染、ある

いはそのマップをつくるとか、そういった作業についても、子どもの生活空間を主体とすることからまずやっていただきたいなと思っております。

そういう意味で、そういう盛り込み方をこの中に入れられるかどうかという、いわゆる子どもに対する二次災害を防ぎたい。20ページの「県民の健康管理」とあります。これは、既に被ばくした体に対しての調査です。そういうことではなくて、それを防ぐためにどうするかというほうをやらなければいけない。だから、いろいろな調査票は来るのですが、要するに今来る調査票に記入することにどれだけ意味があるのかなと時々思うのは、これは生涯、私たちが病気になったときに補償を受ける権利があるかないかの調査であって、決してこれから防ぐべき二次被害の対応ではないように思えるのです。だから、ぜひ、そういう意味合いでの盛り込み方をしていただきたいなと、二次被害をなくす意味での、ということです。

座長

ありがとうございます。

モニタリングのところだとか健康管理の点についてこういうご意見がありまして、僕はお聞きしていて、先ほど菅野さんも言われたけれども、ここに書いてあるのはやらないといけないことが書いてあるのです。ただ、それをタイムスケジュールに乗せたときに、これをやり、これをやり、この手順を踏むと全体がカバーできるという書き方になっていないので、3年とか5年とか長いので、ちょっと順番が見えないのかもしれないけれども、僕は、ある意味では、県行政のような極めて広範な行政をやっている組織では、いろいろな県民の要求にこたえようとするとこういう書き方になるのだらうと一方では納得しながら、今のような話を盛り込もうとするとどういう表現になるのか、かなり工夫をしないと難しいなと思うのです。

島田委員

中身は本当に網羅されていてすばらしいと常々思います。ただ、予算と時間ということ。今回は、この中にはほかの分科会の中身まで入っていることもあるので、みんな急ぎたいのですけれども、絞ってもいいのかなという気がします。あるいは優先順位をもっと強く出すとか。

座長

要は、この第1分科会は、その優先順位の高いところ、緊急性の高いところを議論しているので、今お話になっているところは特に重点的に検討しないとけない分科会です。だから、それをここで受けとめなければまずいわけで、今のようなモニタリング強化だとか県民の健康管理だとか、かなり危機感が広がっている中で、もう一声といったらいいのか、ここいらの重みづけ、めりはりをつけるという工夫について、保健担当部局のほうで何かそこいらを今ご検討されているかどうか、ちょっと念のためお聞きしたいのですが、どうでしょうか。今のような要望を聞いて、やっぱり、非常に痛切な希望だと思うのです、女性やお子さんの問題は。

保健福祉部企画主幹

今ほどのご意見につきましては、確かに現在行っている健康管理調査につきましては、実際、発災後、どの程度の被ばく量を受けたのだとか、外部被ばくの量、それから内部被ばくの量につきましても検査に基づいて把握するということで、過去の状況を把握するということが中心になってございます。ですので、今後ど

座 長  
田中委員

のように健康被害を防ぐかという部分、そういった視点につきましては、恐らく健康をどのくらいの線量があれば健康に影響が出るかという基準が不明確なままなのではっきりしたことは申し上げられないのですけれども、やはり、放射線に対してなるべく被ばくを受けないように、放射線に関する教育、そういったものを中心に、あるいは放射線に対する知識、そういったものを県民の皆さんのほうに深めていただいて、なるべく被ばくを受けないようにしていくというふうな取組みから進めていくしかないのかなとは考えてございます。

田中さん、そこいらでお願いします。

私も常々考えていたことは、除染というのは生活の基盤をきれいにすることなのですから、伊達市のほうでは8月から子どもたちに個人のガラスバッジをつけまして、その結果が出てきています。それを見て、大体、私自身は予測していたのですが、多分、住民の方から見るとかなり低いなという感じなのです。

ただし、例外的に、8,000人ぐらいやって、30人ぐらいはちょっと統計的に見ても変なデータだということで、それは個々に教育委員会にフォローしていただいて、必要に応じて、ひょっとしたら変な使い方をしていたとかそういうこともありますけれども、きちんと除染をする必要があればやりましょうという話を今お願いしています。

今、島田委員からのご指摘も、やはり、県民にとって自分たちがこういう環境の中でどの程度被ばくしているかという個人データをやはりとっていく必要があるのではないか。いくつかの市町村ではそれを子どもを中心にやっていますけれども、私は大人も含めて本来やったほうがいいと思います。1年、2年とやっているうちに、大体、自分たちがどれくらい被ばくしているかというのを実感できるようになるということが大事なのではないかと思います。

その上で、もう1つ、ぜひお願いしたいのは、この低線量の被ばくというのは、今日はお医者さんがいるから付言していただきたいのですが、明確にこの被ばくによってこういうことが起こりましたということはわからないのです。だから、ここに健康第一の考え、日本一の長寿県を目指すと書いてありますので、そのための具体的な方策というのは、やっぱり定期的な健康診断をやるとか、それによって健康な生活習慣を身につけるとか、そういうことが大事だと思うので、そういう仕組みを福島県は特別に準備すべきではないかということだと思います。

それから、もう1点申し上げますと、内部被ばくの問題が今朝の新聞にも出ていました。食品などからの摂取を防ぐということは、やはり量の問題よりも非常に気持ちの問題として、多分、ストレスのかかる事柄になりますので、これは各市町村や学校とかで、比較的気軽に、庭で採れた野菜はどうだろうかとか、そう思ったときにすぐ計って確認できるような、そういうシステムの整備を市町村できちんと整えられるようにしていただきたいと思います。私の感じでは、多分、かなり立派な装置をつくっても、設備自体はそんなに大きなお金が要るわけではありません。ただし、それを使いこなす技術はちょっと訓練しないとイケないです。

もう1点、ここで申し上げておきたいのは、食品安全委員会が内部被ばくで生涯100ミリシーベルトということを出してきたのです。内部被ばくと外部被ばくに差はないけれども、内部被ばくで切り分けたというのは、あまり世界ではそういう考え方はとられたこともないし、生涯線量いくらでどうだという医学的根拠は私はないと思います。

ただ、それが出てきまして、厳しくするという話になると、これは結構大変です。実は、今の緊急時被ばくの食品摂取基準というのは5ミリシーベルトということになっているのですが、実際に最近知ったのですが、厚労省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会の推計ですと、これまでの実測値の中央値の濃度で、来年の2月まで同じ状況で摂取したとしても0.106ミリシーベルト、ですから、50ミリシーベルトに対して50分の1なのです。

今、500ベクレルとか200ベクレルでも相当いろいろな影響が出ているわけです、農産物とか何か。これを単に頭の算術だけで規制値を厳しくすると、やっぱり産業が成り立っていかない。0.106というのは厚労省のしかるべきところで評価したのですから、これが言うなれば実験値みたいなもの、実測値なのです。それと5ミリシーベルトを比べて、少なくとも今のまま、あるいはもう少し緩くてもいいのかなかもしれないというのが普通の科学的な判断だと思うのですが、そういうことなしに国のほうでは規則を決めてきます。しかし、この一番の被害は福島県に来て、それが風評被害に結びついていくし、そういうものが出ると住民にとってもすごい心配になる。そういうことを県としても検討して、言うべきことは言っていたきたいというふうに思います。

座長

念のためもう一つ、先ほど、今のような放射線被ばく量の話等を含めて、究極は、先ほど遠藤さんが言われたように、避難している自治体は多分町民から、いつ戻れるのかという課題が必ず突きつけられていると思うのですけれども、いつ戻れるのかということに答えるためには何が整っていればいいのかということなのですけれども、そこいら、何か放射線量だとかそういうもので見通しというもののはつけられるものなのでしょうか。

田中委員

実際に、今、パブリックコメントで、環境省の除染の基本方針では、年間20ミリシーベルト以下のところについては2年後と書いていて、長期に1ミリシーベルトを目指した除染をしますと、かなり明確に書いてあるのです。20ミリシーベルトを超えるところについては、今後モデル事業をやって決めますと。いつ決めるのかと聞いたら、来年の春ぐらいです、3月ぐらいですということになっています。

ただし、1ミリシーベルトにならないと住めないのかということ、そういうことではありませんので、そこは今後、住民も含めて健康影響について学習して、自分で適正な判断ができるようにしていかなければいけないなというふうに思います。

警戒区域というのは、放射線の線量が高いから警戒区域ではなくて、事故がまだ収まっていないから警戒区域になっておりまして、警戒区域も線量の高いところと、事故の収束が多分第2ステップが達成できましたところで解除になると、

福島市、郡山市と同じような状況で戻れる地域と、2つに分かれると思うのです。

例えば川内村は郡山に避難されているのですけれども、郡山より川内村のほうが線量は低いです。だから、早く戻って除染したほうがいいと、必要な除染だけすればいいのではないですかということをお願いしたのですが、国はなかなかそういうことを明確におっしゃらないのですが、実はそういうこともあります。そういうことで、除染の目標をきちんと立てて除染を進めるといのは、先ほど遠藤町長がおっしゃったとおりだと思います。

雇用の問題については非常に難しい問題があります。ですけれども、私は除染作業とかそういった環境回復に伴う仕事をぜひ雇用の機会としていただきたいというふうに、県も含めてお願いしたいと思っています。

それから、補償に対する不満、先行きの不安というのは、原賠審の委員をやっているので何とも今は答えられませんが、終期という議論、終わりをいつにするのかという議論がいつも何回かされているのですが、私自身はまだ汚染が続いている状況で避難している状況での終期は議論するにはまだ早いということでは申し上げていますので、立場を超えて言えば、その視点はずっと続けたいと思います。お金の額が十分かどうかということについては、今はお答えは差し控えていただきたいと思います。

それから、どうしても帰ろうと思いますと、廃棄物の貯蔵施設のロードマップが国のほうから出るといっていますけれども、私自身もいろいろ技術的に検討して、安全性も検討して、十分に安全に保管できますので、そういったことをやはり国だけではなくて、国の責任でといいますけれども、国の責任だけでできるのだったら簡単なので、やはり、県、基礎自治体が一体となって住民の方の納得を得て置き場を確保するというのをしないと、今度はそれこそいつまでも帰れないということになりますので、そこはいや応なしにやっていただきたいと思っています。

座長

遠藤さんのほうで、町民からそういうことを突きつけられると本当に答えに困ってしまうというときに、僕は今のお話を聞いていて思うのですけれども、町民の人たちに、今、どういう議論が行われていて、こういう見通しをつけるためにはこういう議論、あるいは測定をしないといけないのだという、そういうリアルな中身、データが紹介されながらだと、少し町民の方々も納得すると思うのですけれども、ほとんどがブラックボックスの中で議論されていて、1つの基準を示さないといけないとなるといっそう町民の人たちは不安定になってしまうのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

遠藤委員

まさにそのとおりです。国の被ばく線量、前は20ミリシーベルトということで、それがある程度、我々は当然のことかなと。その後1ミリということが文科省から出まして、これが一人歩きしまして、集会とか意見交換会でも中高年者は、20ミリシーベルトは3.8マイクロシーベルト/時ですから、それをクリアすれば帰れるのだなということで、除染の目標値、それから、これをクリアすれば帰還という、そういう話を私はしているのです。

ところが、女性の方や若い方々は猛烈に反発して、限りなく1ミリシーベルト

を確保しないと絶対帰らないという断定的な考えで衝突するのです、町民同士が。私の立場としては、まず、段階的に中高年者の3.8マイクロシーベルトをクリアして、ライフラインの復旧も平行しながら最低限の生活ができるような条件をつくって、さらにそれを半減を迎えながら、除染をしながら、さらにまた限りなく1ミリシーベルトに近づけていこうということなのですが、若い世代は違うのです。すべて1ミリに近い数値で改善しない限りは帰還してはならないという、そういう方々のほうが多いのです。そこで場内が衝突するのです。

ですから、私は、国がきちんと決めると、この範囲なら健康に問題ないというきちっとした指針を示していただきたい。今からでもいいですから。そうすると私たちは目標を掲げながら皆さんに説得、理解させられる。先生、ひとつ、今後それについては専門家として努力していただきたいと思います。私も、国のほうに、大臣等には申し上げていますが、この間、文科省の環境審議会で出ました、20ミリと。中間的な報告であります。あれで私はほっとしていますけれども、でも、まだまだ住民は納得しておりません。

それから、生活資金というのですか、これは火山爆発と原発事故は全く先が見えない同じようなものと私は理解しています。ですから、これは国の責任において、今までの火山と同じような生活資金の対応、そういうものを私は訴えています。阪神淡路とか、そういう地震はまた別としましても、その辺についてご理解いただきたいと思います。

ありがとうございました。

今回、急速にというか、議論があちこちで深まっているのは、やはりリスクコミュニケーションの手法がまだまだ確立していないというところがあって、多分、地域の方々にとって、どういう情報をどういうふうに的確に流すかということによって、一定の幅の情報であっても、それは納得できる場合もあるだろうし、情報が流されないと一律の基準になってしまったり、そういうコミュニケーションの手法をきちっとしていく必要が、今回の被災の中ではっきりしてきたように思いますので、そこいらのリスクコミュニケーションの対応の仕方についても、県のほうで一定の方向づけを出す必要があるかもしれません。

関連して。避難しているところは、本当に放射能の空間線量がすごく高いということですが、私のところは低いのです。0.3マイクロシーベルト/時ということで、年間にしても国が示す基準はクリアしているということですが、全く今の遠藤町長、または避難している地域の人たちと同じ感覚なのです。幼稚園、保育園、それから小学校、中学校、園庭、校庭、表土はぎをさせていただいたり、また通学路を全町を挙げて、通学路、側溝とか、草刈りとか、そういった土砂の除去をしたのですけれども、では、それで本当に安心できるのかという、特に若いお母さん方を中心にして、そういう議論は全く鎮まっています。したがって、さっき遠藤町長が言われたように、また、座長さんのほうから言われたように、リスクコミュニケーションというか、いかに国民、県民、市町村民、そういう人たちに理解をしてもらうかという統一的な見解を早急に出していただければ大変ありがたいなと思っております。

座長

野崎委員



また、除染はどこまでやればいいのかというところが非常に問題だと思えます。市町村がいたちごっこというか、例えば福島市で5年間かけて全世帯、個人世帯を除染していると、その話を聞くと、多分どこかの市町村も同じようにそういう手法を取り入れてやらなくてはならない。どんどん、どんどん、高いところから低いところに来て、実は県南地方でも、学校の表土はぎの問題にしても、全町を挙げてクリーンアップ作戦をすとかという話にしても、また、放射線の測定器、ガラスバッジの問題にしても、そういう問題が次々に先を競うように、ほかの市町村でやっているのだからどうしてうちの町では、うちの村ではやらないのかということで、とにかくやらなくてもいいようなものまで、実際やらなくてもいいだろうという判断をしていますが、隣がやればやらざるを得ないみたいな、そんな悪循環にはまっていますので、とにかく国の基準、さらには県としての一定の基準というものを早急にまとめていただいて、町民、県民、国民を安心させる。いわゆる、日本国内だけではなくて、世界のありとあらゆる有識者という人たちに集まっていただいてという、そのような話も出ていましたけれども、そうした動きも見られないというのはすごく残念で、いち早く国としての、県としての、統一見解というものを出していただくことが一番重要なのではないかと考えています。

座 長

今、議論をしていただいている特に後半の部分に、原子力災害の克服というのは25ページ以降、原子力災害に対する緊急対応と同時に、後半にそういう本格的な克服のためにどういうことが必要かという中に、今、野崎さんが例えばご指摘したようなことが29ページあたりにも書かれています。29ページでは、一番上に「環境浄化のための国内外の英知を結集した調査研究」、これは福島県の復興ビジョンの中でも取り上げているし、政府の復興に対する基本方針の中でも、福島県の意向を受けてだと思えますけれども、政府のほうでも基本方針の中に書かれている内容なのです。この辺も含めて皆さんのほうからご意見を承ればありがたいのですが、もうちょっとここいらをご検討いただければいいのですが、どうでしょうか。

田中委員

先日もIAEAの調査隊が来ていろいろおっしゃっていて、それはそれで結構なのですけれども、やっぱりやるべきこととかその判断の基準とかというと、大体私などが考えていたことと同じようなことを言っているのです。

いつも申し上げているのですけれども、環境浄化を除染と読み替えますと、除染というのはそんなにハイテクではないけれども、素人だけでやれるものでもないということです。それで、経験を積みながらいろいろな除染をやっていけばいいということで、こういう調査研究は長期的にはやってもいいのですけれども、国でもモデル事業とか公募事業とか、調査研究とか研究開発とかいってお金が出ているのですが、これは急場の用に間に合わないのです。私も研究をやっていますから、アイデアをいろいろやっていいかということ、今すぐにも除染というのは取りからなければいけない仕事ですから、そういう意味で、これはこれとして結構ですけれども、書くなとは言いませんけれども、ここにこれでエクスキューズできるかということ、そんなことはないと思います。

復興ビジョンをつくる過程の中で、私どももこういうものが必要ではないかという立場でお話ししますと、僕は政府のほうでもこういうものをつくらうという方向に向いてきたのは歓迎なのですが、正直いうと、私はちょっと、危惧というほどではないのですが、こういう国内外の英知を集めるという場合でも、さて、これは文科省がやるのか環境省がやるのか、また、そういうような、要するに省庁の縦割り行政の中で、それぞれのところに予算をつけたり研究活動を行ってしまう。こういうものの情報を集積させる、あるいは情報のデータベースをつくる、プラットフォームをつくるという観点で、政府の動き方が省庁間でお互いそれぞれがばらばらにやるということにならないように、福島県からは強烈に注文をつけていただきたい。福島県でも多分そうだと思います。こういう観点を、何とか部が担当します、あとは何とか部が粛々とやるというようなレベルの話ではないのではないかと思います。だから、同じように福島県でも、こういう課題があったら、世界のあちこちとも交流しないといけないし、いろいろな立場の研究機関と交流をしないといけないので、これは例えば環境だねという話になったときに、これは生活環境部ですなどというようなストレートなイメージで対応していただきたいなというのが僕の意見です。もうちょっと横割りのプラットフォームを、県のあらゆる部局すべてと同じ強度ではないかもしれませんが、そういう今の課題にこたえられるような総合的なプラットフォームをつくるつもりでこういうものに対応していただきたいというのが私の今の願いです。

この間、ドイツに行って、除染活動だとかそういうものを調べてみると、EUが中心にやっています、EUの中の27カ国で50の観測地点や研究者がそれぞれのエリアで、実は放射線汚染の観測をし、それからチェルノブイリに行ったときに、どういう除染をやるかということ、みんなプラットフォームの中でやって、それがユーラムスだとかロドスというシステムの中に置き換えられていて、そのガイドラインとかテキストブックができています。住民が見ても非常にわかりやすいテキストブックになっていて、あれは25年たったからできたものなのか、すぐにできたものなのか、そこまではわかりませんが、そういう何か横断的な、省庁をまたがったような取組みをEUの中でやっているというのを垣間見てきました。ここいらをつくるときに、従来の悪弊という言い過ぎかもしれませんが、それぞれの省庁でそれぞれに対応するというやり方を克服していただきたいというのが僕の要望です。議長が勝手なことを言いました。どうぞ、太田さん。

除染についてちょっとお話しさせていただきますと、私は除染がすべてではないと思っていますし、即効性も考えなくてはいけないというふうに思っています。

それから、もう1つは、除染の動きが実際に始まってくると、中央の大手のゼネコンさんとか、それにかかわるケミカルの大企業さんが受注をされるということが非常に想定されます。その下ならいいですが、孫とかひ孫で地元のゼネコンさんとかそういう関係の業者が入ることになるのを懸念してお

ります。

それがそうなりますと、今回の除染について雇用というふうな部分をお考えになっている方もいらっしゃるようですが、特に除染を急いでやるというところが、高いところなのか低いところなのかわかりませんが、たまたま高いところで除染の作業ということになって、県内の職を失った人、あるいはそういう方々が、単純労働者ということでそこに従事をするというふうになると、被災が被災を生むという、まさに逆スパイラルということも懸念されますので、除染業務が雇用対策というふうなことに直結しないで、もう少しその裏といいますか、もう少しその辺を吟味していただくという必要があるのかなというふうに思っております。

それから、賠償につきましてお話をさせていただきますと、現在、9月から本賠償が始まっておるわけですが、これにつきましてはマスコミで言っております。我々も声を大にして言っておりますが、中間指針を盾にして加害者というふうな立場での対応ではないということが1つございます。

それから、今回、被災者が東電のほうに請求書を出すというか、請求書あるいはそういう申請手続きの申請を被害者が手を挙げて電話をしていただくというシステムになっていますが、これは加害者がやるべき行為であります。

まさに今回賠償が始まったということについて、東電側ではマスコミもテレビも新聞も使って、県内の避難されている方、被災を受けた中小企業者に対して請求手続きをしてくださいという、加害者に立った被害者側の気持ちを全くくみしない対応の仕方、非常に我々としては納得していないということを強く県のほうでもお話ししていただきたいと思っております。

それから、今、賠償になっていますのは営業補償ということでございますけれども、放射能等々で財物についても、もちろん土地の評価も大きく下がっておりますが、財物についての賠償についてもしっかり中間指針、審査会のほうに早く答申するように、県のほうから働きかけをしていただきたいと思っております。

まさに今、避難を余儀なくされている地域は、皆さん大変な思いをしておりますが、我々から見方を変えますと、それはマーケットが全く喪失したということでございます。東電のほうではそういう部分の観点が全く抜け落ちております。まさにあそこは、どなたかが発言してクビになってしまいましたが、まさにどなたもいないということはマーケットもなくなっているということにもなるわけでございますので、そういう部分についての、期間を限定した賠償でも結構ですので、そういうことについても強く訴えていただきたいなと思っております。

以上でございます。

ありがとうございました。

今の太田さんの話に反論しますが、昨日研究会をやっていましたら、研究会に大田区民の人たちからこういう資料が地元配られたと。チラシです。何が書いてあるかというと、「東日本大震災復興事業福島ガレキ撤去作業員募集」、これが原発から半径20km圏内と書いてある。それで、1日4時間労働、交代制勤務、日給2万7,000円、月80万以上ですというようなものが、足立区内にチラシで

座 長

配られているのです。

こんなものは誰がやっているのかよくわからない。20 キロ圏内という原発のサイトよりもはるかに超えています。その圏内で汚染がれきの処理などを今やるとしたら、例えばそれぞれの市町村だとか県に一定の了承だとか何かがあるはずなのに、そういうものが全くなしにこういうものが配られているのです。これはどこが発注しているのか全然わからない。その募集をしているところはどこかという、株式会社東京財務センターという会社の名前です。こういうようなことが一方で動いていて、除染対策やがれき処理にしても、随分変なところで動いているなという感じがするので、ここいらもやはり警戒をしながら見ていかないと、変な動きが一方で出てくるなという気がいたします。

除染の問題が太田さんから示されたので、つい、悪ノリをしてお話をしてみました。

ほかの点は何かございましょうか。

田中委員

今のお話と少し関係してくるのですけれども、特別措置法の基本方針の中では、除染とか放射性の廃棄物を扱うことについては国とか自治体とかの委託を受けた者しかできないと。多分、そういうものが今後いっぱい出てくると思います。東電とかいろいろな国の予算がそちに流れる。そこは場合によってはちょっと怪しい人たちが必ずそういうところに群がってきますので、そこは絶対に油断しないで排除いただきたい。

今まででも、この薬をふったら放射能が消えますとか、これを飲んだら放射能がなくなりますとかというたぐいのものがものすごくいっぱい来ている。私のところに個人的にもいろいろなパンフレットとか売り込みが来ます。一切相手にしないのですけれども、そういうことについては県もぜひ指導をしていただく必要、個人に対しても各自治体に対しても、きちっとそこは徹底していただきたいというのがあります。

座長

この復興過程を、ある意味では妨げるような、こういうような行動が出てくることは、本来の復興・復旧のためのメニューではないのですけれども、今後そのように降りかかる火の粉も振り払っておかないと混乱を極めますので、その点を県のほうとしても位置づけていただきたいなと思います。

田中委員

それから、先ほど太田委員からありましたけれども、この仕事を行う場合には、行うほうはきちっと放射線の管理、被ばく管理とかいろいろなことをやらなければいけないことになっています。ですから、私は、担当者の会議では、放射線従事者と同じ程度の管理をすべきではないのかということは今申し上げて、まだ具体的になっていませんけれども、そういう納得が得られないようなままに仕事をするということは、ぜひ避けていただきたいと思います。そうならないようにしていただきたい。

座長

ありがとうございます。

太田委員

その話で、現実的に町会とかでいろいろやっているのではないですか。それはどうなのですか。ボランティアなり自分の家屋敷ならいいということなのですか。

田中委員	<p>法律は、業としてやるということですから、私も業としてやっているわけではないのですが、これから除染作業は年オーダーで続きますので、そういうものを業としてやるとどうしても被ばく量が多くなります。普通にやっている分には、例えば福島市にいる人が伊達市に行ってやったからといって、急に多くなるようなことはありませんし、その辺はそんなに心配する必要はないと思いますけれども。</p>
野崎委員	<p>今、田中委員と太田委員が言われていることを聞いていて非常に不安を感じた点を。</p> <p>業としてやるといった場合にはきちんとした支度をして、汚染、内部被ばくも含めて、放射能の汚染をしないような、そういうことをお願いしたいみたいな話だったのですが、ただ、このままでは、復興ビジョンの中でもそうなのですが、除染対応、県として設けるといっても話もないですし、この中を目を通してみると、除染するための講習会という項目はあったというふうに理解しているのですが、私の理解が間違っていたら大変申しわけないのですが、私自身は、今、太田委員の話があったように、町の除染というのは今後も行政区、県のほうでも1団体あたり50万というふうな助成をしながら、各行政区並びに団体で、もしくは町内会という形で、そういう除染をなさいたいなことで、もう矢吹町も9月25日に90何地区で一斉にやったのです。これを今後、計画してやろうというふうに思っていたのですが、そこで、除染の講習会があって、より効果的な除染というものを考えていたのですが、ただ、今の田中委員の話を知ると、やはり住民の健康、これは毎回、定期的な、どのくらいの頻度をするかというのはまだ考えていませんけれども、そうしたことを考えた場合、行政のトップとしてはなかなかそういうことを住民にボランティアで、もしくは支え合って、地域のきずなを深めて、などということだけでお願いするのはなかなか難しくなってしまうのかなという考え方もあるのですが、その辺はどうなのでしょう。</p>
座長	<p>もう1点、その除染チームというものをつくって各市町村に派遣するとかという考え方があるのか、除染講習会というのはどういう人を対象にやっていくのかということを確認の意味で聞きたいのですが、</p> <p>念のため野崎さんにもご確認をいただきたいのですが、37ページ以降、資料2-2というところに、「復興計画における重点プロジェクト(案)」というものがあります。この第1に掲げられている「環境再生戦略プロジェクト」というのは、まさに除染なのです。それで、今言われたような具体的なところまで切り込んでいるのかというのは、次のページを見てもはっきりはしないけれども、とにかく重点プロジェクトなのです。今のところ、市町村との関係だとかそこいらについては具体的になっていませんけれども、少し議論をここに移していただいて、先ほどの冒頭の皆さんの意見でも、めりはりがないではないかというようなご意見などがあって、先ほどご説明があったように、そうではなくて、これでも12という項目は多過ぎるのではないかという批判があるかもしれませんが、実際に全体をリードしていくようなプロジェクトとしてこれを位置づけている</p>

生活環境部企画主幹	<p>というのが、めりはりをつけようという県の一つの姿勢だと思うのです。そのことを少し、私自身もこれにかかわってきたものですから、ご理解いただけるとありがたいなと思いますが、その上で何か、ここについてのコメントをいただければありがたいと思います。</p>
	<p>それで、先ほどのこの除染作業について、重点施策の1のところにいる書かれていますけれども、先ほど野崎さんが言われた市町村の立場でいうと、もうちょっと突っ込んだ話が欲しいなというお話なのですが、どこかでここの検討をしていただければ紹介いただきたいと思います。</p>
	<p>生活環境部でございます。</p>
	<p>まず、身近な生活空間におけます 50 万の補助、各自治会さんのほうに補助しての住民の方を中心とした除染に関しましては、もし、必要でございましたら、専門家の派遣をその自治会のほうに行いまして、安全な作業方法、そういったものについてお教えすることは可能でございます。</p>
	<p>それと、除染業務講習会についてでございますが、こちらは、除染を基本的には業として行う方、それをまずは第1としてございます。ただ、空きがあればその中に一般の方もお入れするという趣旨で今開催しておりますところなのですが、これは新聞報道でもありますとおりの業が今ございまして、現在のところは第2期、第1期の部分は個人の方も入ってやられたのですが、2期の部分につきましては、大分除染を業とする方を中心とするような講習会の内容となっております。</p>
	<p>こちらの講習会につきましては、放射線の基礎、放射線の取扱い、あとはサーベイメータの取扱い方、そういったものをこの研修会ということで2日間にわたりまして、JAさん、あとは福島労働局の協力を得ながら、年内は10回開催をいたしまして、先日締め切りはしましたけれども、年内は1,200名程度の受講生に行っているところでございます。</p>
座長	<p>事業者は重要だと思いますけれども、具体的にその地域にかかわっている自治体の担当者などがここに出たら効果が上がるのではないかという感じがしますが、そうではないのですか。</p>
生活環境部企画主幹	<p>これは、自治体職員向けの講習会を、実は別途開催することとしております。これは来週ですか、開催することとしております。</p>
座長	<p>ありがとうございます。</p>
太田委員	<p>自治体さんもあれなのですが、実は町内会とかでやっていらっしゃるのですけれども、作業そのものは危険はないのですか。業のものはきちとした防護をしてやらせるというのですけれども、民間の町内会でやるのは危険がないからそのままいいということなのかどうかということが1つと、やり方を、したいなら派遣しますではなくて、大体こんなことのやり方なんてみんな知りません。放射線と初めてつき合うわけですから。それは希望する、しないではなくて、町会の関係者に集まってもらって、町会で地域の方々と除染する場合はこういうことに気をつけるとか、そういうものがあってしかるべきではないのですか。あとはボランティアだとか町会に任せるといのはいかがなものかと思えます。</p>

座 長 太田委員	町会に任せるといふ格好になっているのでしょうか。 町会でやっているでしょう。
座 長 太田委員	やっているのは任せているからですか。 任せているでしょう。テレビで映っているのは、みんな地元の人がやっています。
座 長 野崎委員	ある種の、それは自治体の指導を受けてではないのですか。 今回の災害がれきも含めて、除染作業については、県のほうでこういう一定の要件をクリアした場合には、1団体あたりいくらくらを助成しますというようなことを仕組みとして、制度としてつくっていただいたのです。それに基づいて、今、各地区で除染作業を。
座 長 野崎委員	枠組みはそういう枠組みで動いていると思っていて、自治会、町内会が自分たちの判断でやっているということではないと。 実際には、建前はそうなのですが、こういう制度があるのでぜひ使ってもらえないかということをお各自治体をお願いしているということも裏にはあるということです。それで皆さん、そういった形で助成をいただいて、例えば手袋だったり作業用のスコップだったり草刈り機だったりというものを、各団体なり行政区でそういったものを備品として備えながら除染活動をしているというのが実態です。
座 長 野崎委員	太田さんのように、きちんとした予備知識がなくても今のようにやってしまっているということですね。 そうです。何の疑いもなく。ただ、一部、そういうことで説明会を開催させていただいたときに、なぜ私たちがそういう身を呈して、危険を一部自分たちで背負ってしなくてはいけないのだと、これはきちんと国なり東電なり、そうしたものの除染隊というものをつくりながらやるべきではないかというような意見も一部では出ています。ただ、大多数の住民の方は、自分たちの地域のため、子どもたちのためというような、そういう尊い気持ちで取り組んでいただいたというのが実態です。
座 長	ただ、これを2度、3度ということをやれということになったときに、果たしてそこまでできるかどうかです。そういう支援というものを継続的に考えていただけるのかどうかという、そういう裏づけもまた発生すると思います。
田中委員	ありがとうございます。そのとおりですね。 だから、県がいろいろやるにしても、一番末端の町内会、あるいは個人でやる場合でも、市町村のほうでやる場合の一定の科学的知識だとかそういうものを踏まえてやらないといけないというふうに仕向けていかないといけないのではないかと今このやりとりの中の課題ではないのでしょうか。 線量低減化事業というものが、県内6,000ぐらいの町内会があるということで県が、そういうものを8月ぐらいから動かしています。ただし、その相談を受けたときに、必ず専門家を関与させてくださいということをお願いしていたのです。これは、そんなにリスクはないと思いますけれども、やはりゼロとはいえませんが、やり方によっては、ですから、そういうことを防ぐということと、効

果的な除染をするというためには、やはり実際の作業に専門家のアドバイスや関与、そういうことをしていただきたいということを強くお願いしています。

ただ、そこが、今見ていると必ずしも徹底していないのと、非常にその資金が使いにくいというお話もいっぱい私の耳に聞こえてきて、なかなか取り組めない部分があります。確かに東電とか国がやるべきだという意見も散々聞かされましたけれども、それは確かに一理あるのですけれども、それだけではやはりなかなか、いつになるかわかりませんので、急いでできるだけ環境線量を低くしようということであれば、やはり福島県民は少し心を大きく持ってやっていくという、そういう点も必要だと思います。ただ人のせいだけにだけしていても環境はきれいにならないということは、あえて私は、たたかれそうですけれども、申し上げています。

座長  
島田委員

ありがとうございました。

前回に、その除染について、講習会をやっていただきたいと私は言ったと思うのですが、その意味はやはり、公的なお金でやってくださる地域は、やはり公的なところしか除染はできないでしょうから、それを待っていたのでは家の除染ができないということで、個人的にもぜひ正しい除染の仕方を知りたいという意図がありまして、前回要求したと思うのです。

実は、テレビを見ていましたら、除染の身支度などをちょうどやっています、すごくわかりやすいのです。だから、その広報の仕方としまして、テレビも一つ、例えば今回のこの復興委員会の最終的な形がどのように発表されるか、実は私は気になっているのですが、やはり一般の方にも知っていただけたらもちろん励みになるということで、こういう冊子でもいいのですけれども、テレビなどわかりやすい形で広報していただけたら県民にとっては安心になるし、それから、一般の人ができる除染の仕方、注意点、それを時間を決めて、確か3月11日以降の震災後にずっと流れていた音楽とかあったと思います。最初は何でもない音楽だったり絵柄で出ていたのですが、おそらく心理的な効果をねらって専門家の方がつくった一種の皆さんの心を落ち着かせる、そういうテレビ、毎日同じ時間に流していたというのがあったのですが、それと同じような方法で、きちっと正しいことを伝える広報手段もぜひ検討していただいて、そういう意味ではテレビなども効果的かなと思うのですが。

座長

ありがとうございました。

議論がし尽くされているとはちょっとまだ思えないのですけれども、時間が大分経過しております。

それで、今日の議論の続きで注文があったら、また事務局のほうは受けとめることはできますか。そのような時間はもうないのでしょうか。

復興・総合計画課長

至急であれば大丈夫ですが、次のこともありますので、なるべく早く。2、3日でしたら大丈夫です。

座長

とりあえず、野崎さんの発言は受けますけれども、皆さん言い足りない点は事務局のほうに2、3日中だったら受けとめるそうですので、言い足りない点があったら事務局のほうに、前と同じようにお寄せください。



野崎さん、どうぞ。

復興ビジョンというのは本当に難しいのだと思うのです。私たちもいろいろなビジョンとか計画づくりをやってきましたけれども、でも、私はよくできているのだろうというふうに思っています。この特出しという形でプロジェクトを12に絞って内容がきちんと網羅されているというふうに理解します。

冒頭に戻ってしまうのですが、津波とか原発で避難しているとかというところはわかるのですけれども、それ以外の地点、要するに津波の被害に遭っているわけではない、原発の大きな被害を受けて避難をしているわけではない、それ以外の地域について、例えば生活再建支援プロジェクトであれば、避難地域以外についてという視点もぜひやはり、内部で地震による被害を受けたところにも光を当てていただきたいなと思っております。

また、さらには、ずっと私らが災害事務にあたって対応してきているのですけれども、特に最近感じるのは時間が非常になくなってきたと。震災以来非常に災害査定で苦労して、ようやく国の災害査定も終わって、本格復旧もしていきたいのですが、台風15号の被害でまた災害査定という大きな問題があるのです。それで、国はどうやってきたかという、今回の緊急時においてはそうしたものについては、対応も含めてすごく簡略化、スムーズな、しかもスピーディな対応ができるような、そういう対応をとりたいというような話をしている、実は私、一回、国の査定の現場に立ち会ったことがあるのです。これが旧態依然として変わらない。そして、上から目線であたっている。非常に現場は職員の対応が苦労しております。ですから、こうした視点も今回の震災、さらに今後の災害等においても、そうしたスピーディさを要した事務の簡略化というものをどこかの視点で1つ挙げておくべきだろうと、福島県としてはこういう形で今後災害復旧にあたっていくということ、事務の簡略化も含めて、国のほうの災害対策も含めて、簡略化、それを支援していくというものを、きちんと明示しておいてほしいなと思っております。

あと、事前着工というものも認める方針だと。全部で1,000カ所以上の災害の復旧に対応しなければならないということになってくると、実施設計ができなければきちんとした発注ができないような形になってしまうと計画的な事業発注ができないということがあるし、あとは本当に必要な差し迫った緊急性を要するものについては、そういう対応をぜひとっていただきたいというふうに思っています。そういったものを、今回折り込んでいただきたい。

また、矢吹町は福島空港の関連がすごく高いのです。実は昨年まで、3万人も4万人も、韓国の方が矢吹のゴルフ場を利用していたものが、実際、今は定期便が飛んでいませんので来ないのです。このまま福島が原発だからということで、韓国人が本当に日本に、福島に来ないのかということだと、これもまた違うのです。実は、今まで韓国に、福島の矢吹のゴルフ場に足を運んでいた方が、仙台空港経由で矢吹町に来ているのです。ですから、福島が原発で非常に危ないとマスコミが流していますが、実はきちんと福島の実情を知っている韓国人もいるということになれば、ぜひ、福島県とすれば、現地に飛んでそういう理解を深

めるような形で交流をして、多くの方に福島にまた足を運んでいただけるような、そういう観光PRというものは、ぜひ、今回の中で、23年度後半、24年度の政策の中に盛り込んでいただきたいということを要望しておきたいと思えます。

座 長

ありがとうございました。

先ほど申し上げたような次第で時間も大分経過いたしました。議論が完全に終わっているということではないことを承知しておりますが、分科会の議論は今日で一応終了になります。皆さんからの意見を受けとめて、事務局のほうで、11月の検討委員会に向けて整理をしていただきたいと思います。

そこで、特別委員になっていただいた方々は今回で最後になります。しかし、今後とも計画素案については市町村への意見照会、あるいはパブコメの機会があると聞いておりますので、特別委員の方々にもそういう機会をとらえて、またご意見等をお聞かせいただければありがたいなと思えますので、念のためお願い申し上げます。

それでは、今、次第でいうと1が終わったところで、その他について事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

復興・総合計画課長

次回の検討委員会の日程についてお諮りをしたいと思います。

先ほど、質問の回答の中で言ってしまったのですけれども、2回目の検討委員会は11月14日月曜日になります。1時半から県庁西庁舎の12階の講堂のほうでございますので、日程の調整・確保をお願いしたいと思います。

以上であります。

座 長

今の日程について、何か皆さんのほうで確認すべきことはございますか。では、次回、親会議の検討委員会が11月の14日月曜日にかかれるということですので、ぜひ、日程の調整のほうをお願いいたします。

今日で第1分科会は2回の会議を行いまして、これから取りまとめにかかります。先ほど事務局から説明がございましたように、この分科会の議論を踏まえて検討委員会のほうに私たちの議論の結果を報告し、全体を合わせて県のほうに提言として取りまとめていくという、こういう段階になります。先ほども申し上げましたが、まだまだ皆さんの中で言い足りない点、あるいは希望等がまだまだありだと思えますので、いろいろな機会をとらえてぜひ積極的にアドバイスいただければありがたいなと思えます。

先ほど、まず、ここ2、3日中に何か今日言い残したようなことがあれば事務局のほうにお寄せください。あとは、市町村長さんのほうには、市町村への照会というものが行われる、あるいはパブリックコメントの機会があるそうですので、2段階、3段階の段階でそれぞれご意見をお寄せいただければありがたいと思えます。

何分、それこそ我々が遭遇したことのないような課題に立ち向かっていて、何をどうすればいいかというのはまだまだ見えないながら、ある意味始めないといけない。でも、今日の議論を聞いていて思ったのは、中身はそれなりに大切なことをそれぞれ体系的に議論しているかもしれないけれども、県民にわかりやす

く、県民がこの我々の提案を聞いてなるほどと思えるようなアナウンスメントの仕方というのは、やはり工夫が必要かもしれないということでもあります。これは私どもが県の総合計画をつくって県民にお示しするときでも、いつでもその問題が横たわっていることがわかりますし、今回の場合はそれ以上に重要な私たちの基本姿勢を示すことになりますので、この点は県民に対していかにわかりやすく、いかに県民自身が当事者と思えるような復興計画の提示の仕方をするのか。頻繁に流すことやいろいろな工夫があると思いますので、その点について県当局、あるいはそれぞれの部局には、ぜひその点の工夫を一步踏み込んでお願いしたいということをお願い申し上げまして、私、今日の議事進行役を降ろさせていただきます。ご協力いただきましてありがとうございました。

#### < 4 閉 会 >

企画調整部政策監

大変ご熱心にご議論いただきまして本当にありがとうございます。たくさん指摘をいただきました。

今ほど座長のほうからもございましたけれども、皆様方からたくさんございました中で、特に県民の方々にわかりやすくということを徹底してやっていこうというふうに思っております。次回お示しするときには、重点プロジェクトのほうにつきまちは見開きページぐらいの感覚で、ポンチ絵も入れながら、わかりやすいものにしたいと考えております。本当にありがとうございます。それで、こういうわかりやすいものをつくっていかなければ、やはり一致団結してみんなで取り組むということが難しいのだろうと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

(以 上)